

出張施術業務開始届出書留意事項

届出者は個人であること

施術者の住所地にある各区保健福祉センターに提出して下さい。

- ※ 柔道整復師には出張施術届出の制度はなく、出張施術のみという業務の形態は認められていません。
- ※ 施術所に従事している場合には原則本届出は不要です。
- ※ 出張施術には変更届がないため、届出事項に変更が生じた場合は廃止・開設の手続きをとる必要があります。

1 施術者住所

- 住所は住居表示どおりになっていること。

2 届出者氏名

- フリガナ・印がもれていないこと。また、生年月日・自宅の電話番号も記載してあること。

4 業務の種類

- 該当する業務の□欄にチェックをして下さい。

5 開始年月日

- 提出期限は定められていませんが、**開始後速やかに**届け出ること。
- 業務開始以前に届出することはできません。

6 施術に用いる器具および消毒器具の概要

- 施術に用いる器具の消毒設備、手指等の消毒の方法が記載されていること。

7 ホームページ掲載確認欄

- 掲載を希望しない場合のみ記入して下さい。

◎添付書類

1 業務に従事する施術者の免許証の写し

- 免許証の写しは原本との照合が必要です。
- 新規免許申請中で免許証が未交付の施術者については、登録済証明書（原本照合必要）を免許証の代わりに添付するものとしますが、免許が本人に交付された後に免許証原本と写しの提出を求め、原本との照合をした写しのみを保健所へ送付してください。

2 業務に従事する施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し

- 本人確認書類の写しは原本との照合が必要です。

3 履歴書

- 履歴書については様式を定めていないので市販のもの等で可。

出張施術業務廃止・休止・再開届出書留意事項

- 「廃止届」か「休止届」かは、施術者の意思のみではなく客観的事情に応じて判断してください。

休止届は、休止期間がおおむね1年以内であり、再開することがほぼ確実な場合の届出であり、休業期間が1年以上で再開の目途がたっていない場合は、廃止届を考えてください。

- 施術者の**死亡・失踪等**で家族等が届け出る場合は、届出者の住所・氏名のほかに届出者の開設者との続柄及び連絡先を記載したうえで、開設者の氏名・住所は余白に記載してください。
- 出張施術業務の届出については、変更届の規定が無い場合、住所等、届出事項に変更が生じた場合は、業務の廃止及び開始届の手続きによること。